

答申第 1159 号

諮問第 1819 号

件名：処務細則の一部改正のうち様式第 1 等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、様式第 1 の一部を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 10 月 30 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 8 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 10 月 30 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

行政文書開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として、稲沢警察署処務細則の一部改正（令和 4 年 5 月 23 日付）（署示第 13 号）の「様式第 1」及び「1 頁目」（請求日現在稲沢署で管理するもの）（以下「本件請求対象文書」という。）と記載されていた。

(イ) 本件請求対象文書の調査

処分庁は、本件請求対象文書について、稲沢警察署に対して確認したところ、稲沢警察署で保管する令和 4 年 5 月 23 日付け署示第 13 号のうち、様式第 1 と本文 1 頁目を対象文書と特定した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、対象文書のうち、様式第1に条例第7条第4号に定める不開示情報が含まれていたため、条例第11条第1項に基づき、一部を不開示とする決定をし、本件処分を行った。

イ 対象文書について

稲沢警察署処務細則（平成28年署示第21号。以下「細則」という。）は稲沢警察署の事務処理に関し、必要な事項を定めたものであり、令和4年5月23日付け署示第13号は、細則の一部を改正したものである。

本文1頁目には、細則第1条から第7条までが記載されており、その内容は趣旨、決裁、下命、報告、即報、事務の引き継ぎ及び課長会議等について定めたものとなっている。

様式第1は、細則により定められている勤務表で、年月日記載欄、「勤務表」と記載の表題があり、表題の下枠には当直勤務員等が従事する勤務内容が記載されている。

ウ 本件処分に係る不開示情報

条例第7条第4号では不開示情報として、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と規定されている。

上記イのとおり、様式第1の表題の下枠に記載されている情報は、稲沢警察署の閉庁時間帯の庁舎管理体制について、当直勤務員等が従事する勤務内容が分かるものであり、公にすることにより、稲沢警察署内の証拠品の奪取や被留置者の奪還等の犯罪を企図する者が、稲沢警察署の対処能力を研究・分析し、これに応じた措置を執ることを容易にするおそれがある。

つまり、様式第1の不開示部分を公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるため、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、個別具体的な内容ではなく、単なる様式を請求しているに過ぎないため開示に支障はない旨主張している。

しかしながら、上述したとおり、当該情報は条例第7条第4号の不開示情報に該当することから本件処分は適正である。

よって、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、細則の一部を改正した令和 4 年 5 月 23 日付け署示第 13 号のうち、様式第 1 と本文 1 頁目である。

(2) 本件審査請求について

処分庁は、本件行政文書のうち、様式第 1 の一部（以下「本件不開示部分」という。）について不開示とする行政文書一部開示決定をしたところ、審査請求人から本件不開示部分を開示することを求めるとして、本件審査請求が提起された。

よって、本件不開示部分が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 4 号該当性について

審査請求人は、様式第 1 について、単なる様式であり、犯罪の予防及び鎮圧に係る庁舎管理体制に関する情報ではない旨主張している。

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、本件不開示部分は、稲沢警察署の閉庁時間帯の庁舎管理体制について、当直勤務員等が従事する勤務内容が分かる情報であり、公にすることにより、稲沢警察署内の証拠品の奪取や被留置者の奪還等の犯罪を企図する者が、稲沢警察署の対処能力を研究・分析し、これに応じた措置を取ることを容易にするおそれがあるとのことである。

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、稲沢警察署における閉庁時間帯の当直勤務員の従事内容や人数等が記載されていた。

当審査会において検討したところ、本件不開示部分は、単なる様式ではなく、稲沢警察署における閉庁時間帯の庁内管理体制が明らかになる様式であり、これを公にすることにより、稲沢警察署内の証拠品の奪取等の犯罪を企図する者が、稲沢警察署の対処能力を分析し、これに応じた措置を取ることを容易とするおそれがあるなど、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難とするおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第 7 条第 4 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

稲沢警察署処務細則の一部改正（署示第 13 号）のうち、1 頁目及び様式第 1

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 12 . 13	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 8 . 20 (第 711 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 9 . 9 (第 713 回審査会)	審議
7 . 10 . 28	答申